

荒尾市指定文化財に2件指定 新しく指定された文化財を見てみよう

図政策企画課世界遺産・文化交流室 ☎63-1274

令和元年12月25日付けで、原万田の「妙見の山ノ神」と、府本の「宗善寺跡古塔群」の2件が新たに荒尾市指定文化財（建造物）に指定されました。これにより、市の指定文化財は、国指定文化財3件、国選択文化財1件、県指定文化財9件、市指定文化財28件、合計41件（重複2件）になりました。

見学するときのお願い

宗善寺跡古塔群を含め、ほとんどの指定文化財は私有地にあります。見学するときは、安全を確認し、節度ある行動で見学してください。

第31号

みょうけん やま かみ 妙見の山ノ神 有形文化財（建造物）

切石を積み上げた基壇の上の石室は、唐破風を持つ入母屋造りの屋根を乗せ、前面に両開きの扉をもっています。銘文によると、万田坑で働いていた19人が集まり、1916（大正5）年9月16日に建立したものであり、万田坑で働く坑夫たちの心よりどころであった山ノ神神社（万田公園）の建立が1918年（大正7）年、四山坑の中心神社であった大山祇神社の建立は1925（大正14）年であることから、この妙見の山ノ神はそれらより早く建てられたことがわかります。

この山ノ神は、以前は旧万田社宅妙見町の西端付近高台に位置していましたが、平成30年度に万田公園内に移設されました。

妙見の山ノ神は、原万田にある万田公園内の万田池北東の階段傍に位置しています。



第32号

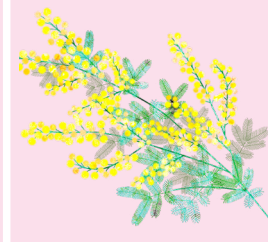
そうぜんじあとことうぐん 宗善寺跡古塔群 有形文化財（建造物）



宗善寺は、1579（天正7）年に肥前の龍造寺隆信が小代氏を攻撃したときに、梅尾城とともに焼失しました。当時は寺域であったと思われる字乱塔（字会下に隣接する）には、11基の墓塔（無縫塔2基、五輪塔5基、板碑4基）が残されています。いずれも戦国末期の1571（元龜2）年から1580（天正8）年頃にかけての墓石で、その法名などからみて、小代一門の人達の墓塔と考えられています。

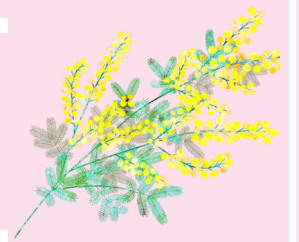
宗善寺跡古塔群には、本市ではあまり見られない無縫塔が2基あり、五輪塔についても本市の他の五輪塔と比べ異なる形態をしています。

宗善寺跡古塔群は、府本にある荒尾牧場の北側道向かいの平場に位置しています。



▲ミモザの花

3月8日は国際女性デー 女性の生き方を考える日



図総務課男女共同参画推進室 ☎63-1139

世界中で広がっている「国際女性デー」について

毎年3月8日は国連によって定められた「国際女性デー」です。全世界の多くの国々で記念行事が行われます。これは戦前から続く記念日で、北米とヨーロッパ全域で20世紀初頭に現れた労働運動に端を発しています。

1908年、ニューヨークで発生した縫製労働者のストライキで女性が労働条件の改善を訴えたことを記念し、アメリカで初めて「全米女性の日」として行事を行いました。その後、コペンハーゲンで開か

れた会議で、女性の権利を求める運動に敬意を表し、女性の普通選挙権に対する支援を盛り上げるため「国際女性デー」を制定しました。

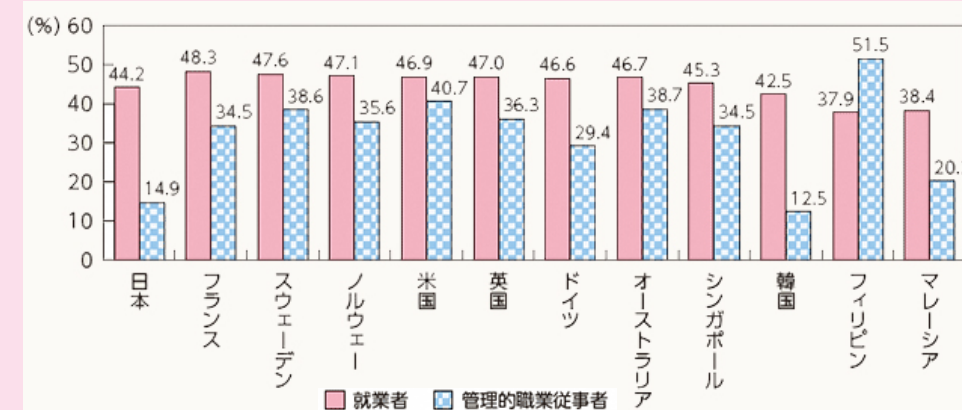
イタリアでは、3月8日はFesta Della Donna（女性の日）とされ、親しい女性へ感謝の気持ちを込めて、ミモザの花を贈る「ミモザの日」でもあります。日本ではまだなじみの薄い「ミモザの日」ですが、少しずつイベントも見られるようになってきました。

私たちの国では女性の社会進出は進んでいるの？

令和元年度男女共同参画白書では、下記のグラフのとおり「管理的職業従事者に占める女性の割合」において、日本は諸外国と比べても低い水準となっています。さらに、昨年12月に世界経済フォーラムで発表された、男女格差の度合いを示す「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」でも、日本は前回より大きく順位を落とし、過去最低の121位、G7中最下位となり、「日本は依然として相対的に男女平等が進んでいない経済圏の一つ」と言われています。

本市では、第3次荒尾市男女共同参画計画を策定し、「政策・方針決定の場への女性の参画拡大」を重要課題の一つにあげ、すべての人が対等な立場で、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し、取り組んでいます。この機会に、私たちの国の女性が置かれている現状を見つめ直し、一人ひとりが自分の問題と捉え、男女共同参画意識を高く持つとともに、女性自身も自らの個性や能力を発揮するための意識を育むことが重要となってきます。

●就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



出典：令和元年度内閣府男女共同参画白書
備考：1. 総務省「労働力調査（基本集計）」、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
2. マレーシアは平成28年、オーストラリア、シンガポール、韓国、フィリピンは平成29年、それ以外の国は平成30年の値。
3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。